

○広島修道大学教職課程運営委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、広島修道大学教職課程委員会規程（以下、「教職課程委員会規程」という）第8条に基づき、広島修道大学教職課程運営委員会（以下、「教職課程運営委員会」という）を設ける。

(目的)

第2条 教職課程運営委員会は、教職課程委員会規程第2条に基づき、全学的な観点から教職課程の運営を行い、本学教職課程の水準を維持・向上させることを目的とする。

(構成)

第3条 教職課程運営委員会は、次の各号に定める委員で組織する。

- (1) 教職課程専任教員
- (2) 教科専門科目担当専任教員のうち、教職課程委員会委員長が委嘱する教員若干名
- (3) 教職専門科目担当専任教員のうち、教職課程委員会委員長が委嘱する教員若干名
- (4) 教職課程を担当する職員若干名

2 教職課程運営委員会に委員長を置く。委員長は前項第1号の委員から互選によってこれを定める。

3 教職課程運営委員会に副委員長を置く。副委員長は第1項第1号の委員から互選によってこれを定める。

4 委員長及び副委員長の任期は1年とし、再選を妨げない。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 委員長は教職課程運営委員会を招集する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 教職課程運営委員会は、委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項)

第6条 教職課程運営委員会は、教職課程委員会規程第2条に掲げる事項を協議する。

2 教職課程運営委員会は、前項に掲げる事項について企画・調整し、必要に応じて教職課程委員会に提案するとともに、実施の依頼をすることができる。

(事務担当)

第7条 教職課程運営委員会に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、2022年1月5日に制定し、2022年4月1日から施行する。